要求事項・賃金二割値上

在の數明解なる回答を與へざる結果によるも、事務取扱不

懸諸し會社側に對しは之の數增よしたるも、されたひし上

增進に對し會計り九にかち二割の增給し者るか、れたし上

社側に對し一畫人は二要報國の超旨に仕事の能率

發生原因・昭和十四年六月廿五日職工代表[illegible]三、外四名は會

發生年月日・昭和十四年八月一日

解決年月日・昭和十四年十月廿五日

參加人員・男五二〇名、女六二名、計五八二名

職工數・男五五六名、女一〇三名、計六五八名

事業主・[illegible]

資本金・二〇〇萬圓

業態・軍需品[illegible]

所在地・大阪[illegible]

日本[illegible]株式會社[illegible]

解決條件・八月一日より

一、現在の狀態で一割を保証す

二、將來各自の奮斗如何に依り部分的に增額す

三、就業時間を

イ、午前七時卅分作業開始を午前七時四十分にす

（十分間休憩）

ロ、午后五時作業終了を午后四時卅分に短縮す

ハ、殘業者休憩は從來卅分なりしを十分に短縮す